

亀山市告示第172号

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により、次のとおり景観重要建造物を指定したので、亀山市景観条例（平成22年亀山市条例第23号）第19条第2項の規定により告示する。

令和6年12月18日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定番号

景建第6号

2 指定年月日

令和6年12月13日

3 景観重要建造物の名称

森家住宅主屋

4 景観重要建造物の所在地

亀山市野村三丁目